

人の世に熱あれ、人間に光あれ

～101年目のスタート 全国水平社の精神とともに～

1922年（大正11年）3月3日、全国から多くの被差別部落の住民が京都に集まり、厳しい差別からの解放を目指す「全国水平社」が創立されました。その時に出された「水平社宣言」に書かれた『人の世に熱あれ、人間に光あれ』という言葉は、多くの人を魅了するフレーズとなっています。

この中の「熱」という言葉は、ときに激しい感情、怒りや興奮を表現しますが、ここでは少し違います。

全国水平社創立大会への参集を呼びかけたピウには、「差別の氷を溶かす暖かさが流れるでしょう。皆でもっと暖かい人の世をつくりたいものです。」との記載があることから、『人の世に熱あれ』というフレーズの中の「熱」という言葉が「人間の心のあたたかさ」を示すものであると考えられています。そして、人間の心の「あたたかさ」とは、宣言の中にも出てくる「人間を尊敬する」気持ちのことではないでしょうか。

差別をなくすことは差別の存在を知ることから始まります。そして、「差別をしない」ではなく「差別を許さない」という気持ちとともに、相手を尊敬する気持ちも大切です。そうすることで、「差別の氷」や「人の世の冷たさ」を溶かしていくあたたかい社会をつくっていきましょう。

性的少数者の人権 【後編】

～周りにいないのではなく、気づいていないだけ～

皆さんは、「自分の周りには性的少数者はいない」と思っていますか？

LGBTQで表される性的少数者は、民間企業の調査によると10～13人に1人いるという結果が出ています。

人は、周りに当事者がいないと、平気で人を傷つける言葉を言ってしまう場合があります。言った本人は冗談のつもりでも、その言葉に傷つき、悩み、苦しんでいる人が近くにいるかもしれません。

様々な人権課題に対して、「自分とは関係ない」と思わず、まずは、意識して気づこうとすることから始めてみましょう。そして、どんなことで困っているかを一緒に考えたり、その困りを解消するために、出来ることから取り組むなど、『だれもが生きづらさを感じない社会』にしていきましょう。

性的少数者の人権 【前編】

～普通って何？ 性のあり方は人それぞれ～

「男性は、女性を好きになり、女性は、男性を好きになる。」と考えられがちですが、私たちの社会には、身体の性と心の性が一致しない方や、同性愛（男性が男性を好きになる、または女性が女性を好きになる）、両性愛（男性も女性も好きになる）などの方がいます。また、恋愛感情をもたない方もいます。

そんな方々のことを「性的少数者」やそれぞれの言葉の頭文字から「LGBTQ」という言葉で表しますが、少数者ということで、偏見の目にさらされたり、職場や学校でいじめられるなどの、何らかの生きづらさを感じて生活している現状があります。

私たちがまず認識しておくべきことは、

例えば、『**同性愛者が特別で、異性愛者が普通ではなく、みんな横ならびの関係、性のあり方は人それぞれであること**』です。

さまざまな性のあり方が存在することを当たり前のこととし、私たち一人一人が、性の多様性について正しく理解し、知識を深めることが大切です。

部落差別解消に向け、正しい知識と行動を

部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて6年が経過しようとしています。

令和元年に実施した市民アンケートで、「部落差別問題を知ったきっかけ」という設問への一番多い回答は「学校の授業で習った」（27.6％）で、2番目に多かったのが、「家族から聞いた」（24.9％）でした。

私たちが、部落差別の問題を自分の問題としてとらえ、身近な方へ語ることはとても大切なことですが、その際は、正しく学び、伝える必要があります。

また、若い世代を中心に多くの方が利用するインターネットからの情報には、間違ったものも含まれている現状を知っておくことも大切です。

今、一人ひとりが正しい知識を身につけ、責任ある行動をすることが求められています。

市では、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて、各種啓発活動や学習をする際の講師の派遣を行っていますので、研修会の開催を希望する団体等がありましたら、下記までお問い合わせください。

DV（ドメスティック・バイオレンス） ～一人で悩まないで～

結婚相手など、親密な間柄で行われる暴力をDVといい、殴る、蹴るなどの「身体的なもの」だけでなく、脅すなどの「精神的なもの」のほか、友人などとの付き合いを制限するように行動を支配する「社会的暴力」もあります。

また、最近では交際相手から暴力を受けるデートDVも問題となっています。どんな理由があっても暴力は決して許されるものではありません。

「これはDV?」と思ったら、すぐに専門機関へご相談ください。

DV相談ナビ #8008

配偶者暴力相談支援センター（大分県婦人相談所）
につながります。

相談対象 パートナーからのDVにお困りの女性

☎097-544-3900

（平日）9：00～21：00

（土・日・祝）13：00～17：00、18：00～21：00



《11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です》

誰と恋愛するか、しないかは人それぞれ ～性の多様性について～

性の多様性を考える際の要素の一つ、『性的指向（異性を好きになる・同性を好きになる・好きにならない）』を理解するためには、次の2つのことを十分理解しておくことが大切です。

- ①どれも特別なことではなく横並びの関係で、人それぞれであるということ
- ②「指向」とは方向に向かうことで、本人の努力では変えられないものであるということ

社会の中には、生きづらさを感じて生活している方がいます。もし、皆さんの周りで困っている方がいたら、まずは、しっかりと耳を傾けましょう。決して本人の了承なしに相談内容を他人に話してはいけません。そして、相談機関があることを伝えてください。

【LGBT等に関する大分県相談窓口】

大分県公認心理師協会の公認心理師や臨床心理士に電話やメールで相談できます。

☎ 070-4793-4407（毎月第3土曜日 10～12時）

✉ madoguchi-oita13710@au.com

2022.9

高齢者の人権 ～高齢者虐待防止～

厚生労働省は2020年度に、家族や親族らによる高齢者への虐待が、過去最多となったと発表しました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う介護サービスの利用控えや、外出自粛により、家族らが高齢者と一緒にいる時間が増え、介護疲れやストレスが積み重なったことが影響したとしています。

高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。あなたの身の回りで、こんな場面ってありませんか？

○介護・世話の放棄

- ・夜のトイレが心配で水分を控えさせる ⇒ 脱水症状の危険

○心理的虐待

- ・何度も同じことを言われ、つつい声を荒げる ⇒ 自尊心、意欲の低下

自分のことは自分で決め、周りから尊重されて生活することは、誰もが望むことです。

9月は「敬老月間」。高齢者の誰もが尊厳をもって安心して暮らせるよう、一人ひとりが高齢者の人権について考えてみましょう。



「差別をしない」から「差別を許さない」へ

あからさまな差別でない、他人のふとした言葉で心が傷つく場合があります。

マイノリティ（社会的少数派）への偏見や差別意識が伝わる言動の積み重ねのことを『マイクロアグレッション（ささいな、見えにくい攻撃）』と言います。

これらは、外国人差別や性差別などの場面でよく見られますが、部落差別でも同じことが言えます。

「自分は差別しないから関係ない」、「昔の話」、「騒ぎたてるからなくなるらない」

これらの言葉には、この問題に関わりたくないという意識が潜んでいるのではないのでしょうか。

差別は、「される側」の問題ではなく、「する側」の問題であり、その中には、「自分には関係ないといった無関心であること」も含まれます。

2016年、部落差別の存在を認め、差別が許されないものであること、その解消に向けて取り組む必要があることが定められた法律「部落差別解消推進法」が施行されています。

私たちは、様々な差別がある社会で生活しています。その社会で、自分の意識や態度を見つめなおし、差別を許さない立場でどう行動していくかが大切です。

ネットとの正しい付き合い方とは？ ～インターネットと人権～

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、インターネットを通じて、コミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、多くの方が利用しています。

その一方で、他人の人権を侵害してしまう事件が発生するなどの課題もあります。

ネットの向こう側には、あなたと同じ人間がいます！！

ルールやモラルを守りましょう！

○差別的な発言や、他人を誹謗中傷する内容を書き込まない

○他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない

○あいまいな情報を安易に書き込まない

○書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する



また、大人だけでなく、子どもが使うスマホやゲーム機などについて「我が家のルール」を一緒に作り、リスク回避に努めることも大切なことです。

インターネット上での人権侵害を受けたときは、一人で悩まずご相談ください。

【みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）】

☎0570-003-110（月～金の8：30～17：15）

2022.6

「その言葉、大丈夫？」 ～気持ちのいいコミュニケーションのために～

思い込みで発言することってありませんか？

例えば ・血液型が口型の人って、〇〇なんですよ～

・あなた、静岡県出身ならサッカー上手なんですよ

また、「親が単身赴任と聞くと、かってに父親と想像してしまう」や「男性から育児や介護休暇の申請があると、どうして？と思ってしまう」など・・・。

こういったことは、自分自身の経験などをもとに意識せずに発言等行ってしまうことから「無意識の思い込み（偏見）」とも言われ、時に誰かを傷つけてしまうことがあります。

では、どうしたらいいでしょう？

それは、相手と話をする前に、いったん立ち止まって考えることです。

無意識の思い込みによる影響を抑えることができ、これまでは何気なく行っていた言動を見直す習慣を身につけることに役立ちます。そして、一番大切なことは、どんなときでも相手のことを尊重（尊敬）することです。

周りの方と気持ちのいいコミュニケーションが出来る関係を、自分から築いていきましょう。

6月23日～29日は、男女共同参画週間です。

性別による固定的役割分担意識への気づきは、多様性を認め合う社会実現への第一歩です。

「子どもの権利」を大切に ～生きる・育つ・守られる・参加する～

子どもは、「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」をもっています。これは、すべての子どもたちがもつ基本的人権として、「子どもの権利条約」で国際的にも定められています。しかし、この日本でもその権利が守られていない境遇にある子どもたちがいます。

「ヤングケアラー」という言葉をご存じですか。

これは、本来、大人が担うような家事や介護などを行っている18歳未満の子どものことを言います。

勉強する時間や睡眠がとれないなどの悩みを抱え、不登校につながるなど問題となっており、大分県の実態調査では、県内に少なくとも2,315人のヤングケアラーがいることが明らかになりました。



未来を担う大切な子どもたちのあたりまえの権利が守られていない現実があることをまずは、認識しておくことが大事です。

そして、このような問題は、子ども自身や保護者が気づいていないことが多く、周囲の人や関係者からの支援が届きにくい状況にあります。

だからこそ、『日頃から積極的に声をかけ合う』といった自治会などでの関わりを深め、子どもは地域で育てるといった気運を高めていくことが大切なのではないでしょうか。

《子どもの人権についての専門相談窓口をご活用ください》

■相談窓口

○子どもの人権110番（電話相談）

☎0120-007-110

※月～金の8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

○子どもの人権SOS-eメール



新生活がスタート ～心豊かな人間関係づくりのために～

4月は、就職や進学など新しい生活がスタートする時期です。

しかし、新しい環境の中での生活は、誰にとっても不安がつきものです。

ある調査会社が、これから新生活を迎える男女400人へ、新しい生活に対する不安を聞いたところ、一番多かった回答は、「人間関係」だったそうです。

定住対策に力を入れている本市には、毎年、市外から多くの転入者を迎えています。また、外国から来日し、市内で生活している多くの外国の方々もいます。

皆さん、想像してみてください

◇慣れない場所で生活する不安を…

◇言葉が通じない場所で生活することの不安を…



そんなとき、受け入れる側が声をかけるなど、相手の立場にたって考え、積極的に行動することで、より豊かな人間関係づくりができると思います。

本市のきめ細かな定住支援策とともに、市民の皆さんによる「心の支援」で一人でも多くの皆さんをお迎えしましょう。

水平社宣言から学ぶ その3 ～全国水平社創立100年～

水平社宣言は、「相手を尊敬することで部落差別をなくしていくこと」を訴えたもので、今から100年も前に現代にも通じる考えを打ち出したことに改めてその凄さを感じます。

人間関係が希薄となったと言われる現代。それに追い打ちをかけるようにコロナ禍で人と人との関係がより一層薄まってしまっています。

そんな今だからこそ、

まずは、自分を大切に、自分の気持ちや意見をはっきりさせましょう
次に、周りにある生きづらさについて学び、関心を持ちましょう
最後は、相手に対して常に「尊敬」の気持ちを持って接するようにしましょう

きっと、好ましい人間関係づくりにつながります。そして、それが個人でできる差別解消の取り組みの第1歩になるのではないのでしょうか。

昔と違い、インターネットなどを通じて自由に、そして簡単に意見を交わせる時代です。そんな時代だからこそ、水平社宣言に込められた当時の人々の願いに思いをはせ、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくっていくため、自分ができることから行動していくことが大切ではないでしょうか。



2022.2

水平社宣言から学ぶ その2 ～全国水平社創立100年～

障がいのある方に対して「かわいそう」と思ってしまうことはありませんか？無意識の中から出てくるこの感情は、時に、受ける側を嫌な気持ちにさせることがあります。

それは、「かわいそう」という言葉の中に、憐れみの感情を向けることで潜在的に自分が相手より恵まれていると思う「同情」という意味を含んでいるからではないでしょうか？

水平社宣言の中には「人間は勤(いた)はるべきものでなく尊敬すべきものだ」というくだりがあります。これは、水平社創立前の「被差別部落の人たちを対等な存在として見ず、かわいそうだから手を差し伸べる」という国の取り組みに対し、「いたわる」という同情の気持ちでは差別はなくならないという思いが込められています。

同情という、ある意味、素直な感情にかわるものとして何があるかといえ、それは「共感」ではないでしょうか。

「共感」とは、相手の事を思うだけでなく、相手への思いに寄り添い理解しようとすることです。

具体的には

- ・生きづらさを感じている人が、どんなことで悩み、どのような願いを感じているのかを知ろうとすること。
- ・そのために、直接会って話を聴いたり、本などを通じて学ぼうとすること。

これらのことを通じて「共感」の意識へと積極的に変えていくことが、差別をなくす行動へとつながっていくのではないかと思います。

私たち一人ひとりが、「差別をしない人」から「差別をなくす人」へと変わっていくことが大切です。

水平社宣言から学ぶ その1 ～全国水平社創立100年～

いわれなき差別に苦しんできた被差別部落の人たちの思いを世の中に知らせ、すべての人にとって自由で平等な社会を実現しようとする全国水平社が、創立されて100年を迎えます。これを機会に、水平社宣言を通して、人権尊重社会の実現について再確認するため、3回シリーズでお知らせします。

1922年（大正11年）3月3日の全国水平社の創立大会には、全国から3千人近い被差別部落の人たちが集まり、日本初の人権宣言といわれる「水平社宣言」が読み上げられ、満場一致で採択されました。

水平社宣言の内容

- ・ 同情やあわれみでは差別はなくなる。
- ・ 自らが立ち上がり、自由と平等を求める運動を起こす。
- ・ 差別を受けてきた自分たちだからこそ、人生の熱と光を求め、お互いを尊敬し合える社会の実現をめざす

この宣言が今も語り継がれるのは、自ら立ち上がり、運動を起こしたこと、そして、すべての人にとって自由で平等な社会を実現しようとしたからではないでしょうか。

身元調査は絶対ダメ！

不正な手段を使い、他人の住民票や戸籍を取得し、悪用する事件が後を絶ちません。最近でも、探偵業者からの依頼で約3500件もの不正取得を行い、逮捕された事件も起きています。

このような事件が起きる背景には、結婚などの身元調査がいまだに行われている現状があります。

本人とは全く関係のないことで相手を判断しようとする「身元調査」は絶対に許されません。

そして、このような事件では犯罪を起こした人たちだけに目が行きがちですが、「調査を依頼する人がいる」ということを忘れてはいけません。

他人ごとではなく、私たち一人ひとりが「身元調査は絶対にダメ」といった気運を高めていくことが大切です。

自分の大切な個人情報を守るための

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」をご利用ください。
第三者や本人の代理人に住民票の写しや戸籍謄本などを交付したときに、
通知を希望する登録者へその事実を通知する制度です。

過去に、この制度に登録していたおかげで、未然に犯罪を防ぐことができた事例が県内でもあります。市民課・地域総務一課・地域総務二課で登録できますので、ご相談ください。

2021.11

DV（ドメスティック・バイオレンス）

～気づきにくい言葉や態度による暴力～

結婚相手や恋人など、親密な間柄で行われる暴力を DV といい、殴る、蹴るなどの「身体的なもの」だけでなく、脅すなどの「精神的なもの」のほか、「友人などとの付き合いを制限する」「スマホをチェックする」「自由に外出させない」のように行動を支配する「社会的暴力」もあります。

「嫌われたくない」「私が我慢すれば……」と相手に合わせてばかりいると、相手には自分が何を考えているのか伝わらないだけでなく、自分の気持ちもわからなくなってしまう事もあります。

大切なことは「自分が違和感をもった事柄を相手に配慮しながら率直に伝える」とともに、話を受け取る側も、「自分と相手は違う存在で、違って当然という気持ちをもつ」ことです。

どんな理由があっても暴力は決して許されるものではありません。DVを受けたり、当事者から相談を受けた場合は、すみやかに専門機関へご相談ください。

配偶者暴力支援センター（大分県婦人相談所）

相談対象：パートナーからの DV にお困りの女性

☎097-544-3900

月～金 9時～21時

土・日・祝 13時～17時、18時～21時



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

「社会の壁」と「心の壁」

「合理的配慮」という言葉を聞いたことがありますか？

障がいのある方が生活上での困り事について、**必要な工夫や、やり方を相手に伝えて、対応してもらうことです。**

例えば、聴覚に障がいのある方の問い合わせや予約の対応を電話だけでなく、FAXやメール等でも可能にすることなどがあります。

2016年（平成28年）4月に「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮が求められる（民間事業者は努力義務）ようになりましたが、必要とするサポート内容は人によって様々です。

また、「障がい」は、心身機能によるものとその人を取りまく「社会（モノ、人的環境）の壁」が関連してつくり出しているものです。

大事なことは、「何が『社会の壁』になっているのか」「それに対して何ができるのか」を考え、対処していくことです。そして、当事者の話をよく聞いたり、話し合ったり、また、対応が難しい場合は、その理由を丁寧に説明するなど、「心の壁」を取り除くといったことが大切です。

障がいのある方が暮らしやすい、そんな当たり前の社会を築くために、一人ひとりが、気づき、考え、行動していきましょう。

「不安」と「生きがい」 ～高齢者の人権～

本市の高齢化率は、38.2%（※本年6月末現在）で、3人に1人が65歳以上の高齢者です。本市の市民意識調査の「高齢者にどんな人権問題があるか？」という設問に対する回答で、一番多かったのは「一人暮らし、閉じこもり、寝た切りへの不安」で、約6割という結果が出ています。

また、その一方で「労働力を発揮する機会が少ない」や「邪魔者扱いされたり、つまはじきにされる」と回答した方も多く、高齢になっても「何かしたい」「人の役に立ちたい」といった生きがいを求める傾向は依然高いという結果が出ています。前者の「不安」を解消するためには、福祉制度の活用や地域での見守りといったことが考えられますが、後者の「生きがい」に対しては、周りにいる私たちの意識の問題が大きいのではないのでしょうか？

- ・高齢者だからといって、最初からできないと判断する
 - ・病気による行動と理解していながら、つい、つらくあたる
- こんなことって、ありませんか？

9月は「敬老月間」です。すべての人が高齢期を豊かに暮らしていけるよう、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが大切です。



2021.8

～あなたはと思う？ 部落差別はある・ない？～

「68%」、この数値はなんだと思いますか？

これは、2019年に本市がまとめた人権に関する市民意識調査で「部落差別により人を見下したり、排除しようとする差別意識をもった人がいると思いますか」という質問に対して、「なかにはいる」「まだ多い」と答えた方を合わせた割合です。この割合は、同じ質問をした大分県の数値よりも高く、市民の皆さんの考えの中に部落差別はあるという意識が高いことがわかります。

差別は、その多くが思い込みや偏見から起きています。また、若い世代を中心に多くの方が利用しているインターネットの情報には間違っただけのものも含まれています。一人ひとりが正しい知識を身につけ、責任ある行動をすることが求められています。

部落差別は、結婚や就職といった人生の大切な場面で現れることが多いと言われています。他ならぬ私たちの問題としてとらえ、この機会に、家族や職場、周りの方と話し合い、考えてみてください。

2016年12月には、部落差別の存在を認め、差別は許されないものと定め、その解消に向けて取り組むための法律「**部落差別解消推進法**」が施行されています。

～なにげない その言葉への 気づきが必要！～

普段の何気ない会話の中で、女性であれば男性を、男性であれば女性を好きになることが当然であるかのような発言を耳にすることがあります。

しかし、私たちが暮らす社会には、同性が好きだったり、自分の心と体の性に違和感を感じたりしながら生活している方がいます。そして、そんな、性的マイリティ（少数者）の方にとっては、「彼氏（彼女）はいるか」といった質問は、自身の性的指向や人格を否定されたように感じることもかもしれません。

発言した方には特段の意図はない場合であっても、受けた方は、傷つき、「生きづらさ」を感じている場合があります。みんなが暮らしやすい社会をつくっていくためには、まずは、小さな言葉や出来事の一つひとつに気づき、考えることが大切です。そして、互いを理解し、認め合うためには「学ぶ」ことが必要です。

この問題について分かりやすく解説した法務省の「性的少数者に関する人権啓発サイト」をご覧ください。パンフレットが必要な方は下記担当課までご連絡ください。

また、もし、身近な方から相談を受けたら、まず、しっかりと耳を傾けましょう。決して本人の了承なしに相談内容を他人に話してはいけません。そして、市内隣保館や下記の窓口のような相談先があることをお伝えください。

【L G B T等に関する大分県相談窓口開設】

大分県公認心理師協会に所属する公認心理師や臨床心理士が電話やメールで相談に応じます。

毎月第3 **土**曜日 10:00～12:00

☎ 070-4793-4407



～男女不平等の度合いを数値化～

「ジェンダーギャップ指数」という言葉を聞いたことはありますか？

これは、世界経済フォーラムが、政治・経済・教育・健康の4つの分野で男女の格差について算定し、ランキングを発表しているもので、日本は世界156か国中120位でした。先進7か国の中でも最下位となった理由としては、役員・管理職の女性が少ないことなどに基づく経済分野や、国会議員の男女比などに基づく政治分野での格差が大きな要因となっています。

本市の男女共同参画計画では、審議会等への女性委員の割合を30%以上にする目標を定めています。これは、政策方針決定の場に社会の半分を占める女性の参画を進めるためです。

実際、私たちが生活するうえでは、女性の視点でないと気づかないことも多くあります。（災害時の避難所で必要なものが準備できていないなど）このような状況からも、女性の意見が反映されることが当たり前の社会をつくっていくことが大切です。では、皆さんの身の回りを見てください。例えば、各種団体の役員会のメンバーが、男性だけ、女性だけで構成されているということはありませんか？

私たちが暮らしやすい社会をつくっていくためにも、身近なところから、出来ることに取り組んでいきましょう。

6月23日～29日は、男女共同参画週間です。

～私たちはウイルスじゃない～ 当たり前が通る社会へ

少し前、アメリカ各地でアジア系の住民が暴行や差別発言を受けるというニュースがありました。新型コロナウイルスのパンデミック以降、アジア系の人々に対するヘイトクライム（憎悪犯罪）が急増しており、その中には、日本人の被害も報告されています。これを受けて行われた抗議集会では「私たちはウイルスじゃない」というプラカードが多く見られたそうです。

一方、日本では、在日コリアンに対するヘイトスピーチが相次いでおり、5年前に法務省が行った調査でも被害の声が多数報告されています。立場が変われば、誰もが「差別される側」にも「差別する側」にもなり得るのです。

特定の民族や国籍の人々などを誹謗中傷し、社会から排除しようとするヘイトスピーチは絶対に許されるものではありません。

例えば、外国人が起こした犯罪のニュースをテレビで観ただけで、近くに住む外国の方を避けてしまうことはありませんか？

本人とは全く関係のないところで差別することは、本来おかしいことです。当たり前のことが当たり前に通る社会にしていくためには、周りにいる人のことをよく知り、関わる必要があります。

互いの存在を尊重し、誰もが暮らしやすい多文化共生の社会を築いていきましょう。

※2016年6月「ヘイトスピーチ解消のための法律」が施行されています。



2021.4

～新型インフルエンザ等対策特別措置法に

「偏見や差別を防止するための規定」が設けられました

現在、新型コロナウイルスに関する様々な差別的な取扱いが報告されています。特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等が差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

実際に発生した差別的取扱いの事例

- ・感染したことを理由に解雇される
- ・回復しているのに出社を拒否される
- ・病院で感染者が出たことを理由に、子どもの保育園等の利用を拒否される
- ・感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する
- ・感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する

こうした偏見や差別は、決して許されません。偏見や差別に関する困りごとは、自分一人で抱えこまずに、誰かに相談することが大切です。相談窓口として隣保館（高田小学校斜め前）をご利用ください。

※詳しくは、市HPまたは内閣官房HPをご覧ください。

～3月3日は何の日？～

そう聞かれて、多くの人が思い浮かべるのは、「ひなまつり」かもしれません。しかし、この日は人権問題を考えるうえで大きな転機となる、ある出来事が起こった日です。

1922年（大正11年）3月3日、京都の岡崎公会堂に全国から多くの被差別部落の民衆が集まり、厳しい差別からの解放を目指す「全国水平社」が創立されました。その時に発表された「水平社宣言」は、日本における最初の人権宣言とも言われています。

宣言の中に「人間を尊敬することによって自ら解放せんとする・・・」という言葉があります。これは、人間の尊厳を求め、また、人間が尊敬される者であるからこそ差別が不当であるという、人権の最も根本的な原則を、法律の文章ではなく、熱い情熱で表現しています。

そして、宣言では「いたわり」を拒否しています。これは、同情やあわれみの中からでは、差別は決して解消されるものではなく、まず、相手を尊敬することから始めることの大切さを訴えています。

私たちが生活するうえで、生きづらさを感じないためには、家庭や職場、地域において、周りの人に対し、尊敬する気持ちで接することが重要です。

そうすれば、差別は起きないのではないのでしょうか。



～私たち住民が加担した差別 ～ハンセン病から学ぶ～

ハンセン病は感染力が弱く、遺伝することはありません。また、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。

しかし、かつて国は、すべての患者を療養所に隔離するなど、在宅患者などがその都道府県にひとりもいなくなることをめざした官民一体の運動である「無らい県運動」を強力に推進しました。※ハンセン病のことをかつては「らい病」と呼んでいました。

そこには、わからないものに対する恐怖と不安が、周りの人々の行動を押し進めてしまったという悲しい歴史があります。

そして、国が過ちを認めた2002年から18年経過した現在も、差別や偏見により、引き続き療養所で生活することを余儀なくされたり、周囲に病歴を明かせない元患者や家族の皆さんがいます。

これは、現在起きている新型コロナウイルス感染症に関する、感染した方やその家族、医療関係者などに対する不当な差別、いじめ、SNSによる誹謗中傷と同じではないでしょうか。

私たちは、二度と同じことを繰り返さないためにも、過去の過ちから学ぶことが大切です。正しい知識を持ち、冷静な行動に努めましょう。



2021.1

ストップコロナ差別

～困ったときは迷わず相談機関へ～

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、医療関係者などに対する不当な差別、いじめ、SNSによる誹謗中傷は、絶対にあってはならないことです。

下記の3つを再確認しましょう。

- ① 誰もが感染者になりうる状況にあるということ
- ② うわさやデマに惑わされないようにすること
- ③ 偏見や差別的な言動に同調しないようにすること

偏見や差別に関する困りごとは、自分一人で抱えこまずに、誰かに相談することが大切です。

市内には相談窓口として隣保館（高田小学校斜め前）があります。また、下記の人権に関する専門機関もありますので、積極的にご利用ください。

■各種相談窓口

○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

☎0570-003-110〔月～金の8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）〕

○子どもの人権110番（全国共通）

☎0120-007-110〔月～金の8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）〕

○外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911〔月～金の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）〕

もっと知ろう「部落差別解消推進法」その3

～法務省意識調査とともに～

この法律では、部落差別解消のため、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要な施策として下記の3つについて明記しています。

・相談体制の充実 ・教育及び啓発 ・部落差別の実態に係る調査

法務省が実施した意識調査などの実態調査（平成30年～令和元年度実施）は、部落差別の現状を把握し、今後の対策を行うための重要な取組の一つです。部落差別解消に向けて相談体制の充実を図るとともに教育及び啓発活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

私たちが、偏見や先入観を刷り込まれないためには、確かな出会いや学びが必要です。「こんな差別おかしい。なくしていこう」と、差別をなくす主体者として行動しましょう。

そして、部落出身であることを明らかにしても、決して差別を受けない、人権侵害を受けることはない社会、そのような「人権のまちづくり」を実現していきましょう。

なお、相談窓口として、隣保館（高田小学校斜め前）があります。気軽にご相談ください。

もっと知ろう「部落差別解消推進法」その2

～法務省意識調査とともに～

「部落差別解消推進法」には、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化を踏まえ」と明記されており、インターネットの普及とともに、深刻な被害を生み出していることを示しています。

法務省が1万人を対象に実施した調査では「インターネット上で部落差別を受けたり、反対にそれにあたる言動をしたりしたことの有無や、そういったことを見聞きしたことがあるか」との問いに対して、「ある」と回答した方が10.8%という結果がでています。

この問題は部落差別に限らず、あらゆる人権課題に共通していますし、新型コロナウイルス感染症においても深刻な問題となっています。

差別を許さないという基本的な立場にたつとともに、「うわさやデマに惑わされないようにすること」「偏見や差別的な言動に同調しないようにすること」を認識した行動に努めましょう。

もっと知ろう「部落差別解消推進法」その1

～法務省意識調査とともに～

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としたこの法律が2016年12月に施行されてから4年が経過しようとしています。

今回から3回にわたり、法務省が本年6月にまとめた調査を活用しながら法律のポイントと意義について説明します。

この法律の第1条では「現在もなお部落差別が存在する」と明記しています。

そして、法務省が1万人を対象に実施した調査において「あなたは、現在でも部落差別があると思いますか」との問いに対して、「いまだにある」と回答した方が73.4%という非常に高い結果がでています。

ともすれば、部落差別は過去の問題とってしまう方がいるかもしれませんが、その存在を認めることが、解決へ向けての第一歩ではないでしょうか。

部落差別は許されないものであるということを改めて認識するとともに、その解消の必要性について私たち一人ひとりが理解を深めることで、部落差別のない社会を実現していきましょう。

～高齢者の人権について考えてみましょう～

本市の高齢化率は37.9%（本年6月末現在）、3人に1人が65歳以上となっています。

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識と経験を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるとともに、若い世代と一緒にあって地域社会の様々な活動に参加できるような社会環境づくりを進めていくことが重要です。

しかし、認知症や身体が不自由な高齢者が虐待を受けたり、振り込め詐欺にあったりするなど高齢者の人権が侵害される問題が生じています。

私たちはみんな年をとります。そして身体的・精神的な衰えは避けることはできません。

しかし、『いつまでも自分らしく生きたい』という気持ちは誰もが持っています。高齢者の人権は、私たち自身の問題なのです。

9月は「敬老月間」です。すべての人が高齢期を豊かに暮らしていけるよう、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが大切です。

～みんなで部落差別をなくしましょう～

「周りがしているから」、「以前からこうしているから」という理由で何気なくやっていることはありませんか。

部落差別をはじめとしたあらゆる差別は、その多くが思い込みや偏見から起きている。また、若い世代を中心に多くの方がインターネットを利用していますが、ネットからの情報には間違っただけのものも含まれています。

一人ひとりが正しい知識を身につけ、責任ある行動をすることが求められています。

1965年（昭和40年）8月11日、国の「同和対策審議会答申」が出されたことをうけ、大分県では、8月を「差別をなくす運動月間」と定め、様々な啓発活動を行っています。

そして、現在もなお存在する部落差別を解消するために、2016年（平成28年）12月、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、私たち一人ひとりが部落差別のないだれもが住みやすい社会を実現するためには、どうすれば良いのか、何をすれば良いのかが問われています。

この機会に、家族や職場、周りの方と話し合い、考えてみてください。

新型コロナウイルス感染症

～3つの顔（特徴）を知って負のスパイラルを断ち切ろう～

今回のウイルス、怖いのは3つの感染症という顔（特徴）があることです。

一つめは、「**病気そのもの**」

二つめは、「**不安と恐れ**」

ウイルスについてわからないことが多いため、心の中で不安がふくらみ、自ら考える力を弱め、恐れを伝染させます。

三つめは、「**差別**」

感染患者やウイルスに関わる人々などの“見える対象”が現れると、不安に対する嫌悪や偏見の対象がすり替わってしまい、日常生活から遠ざけ、差別することがあります。まさに、負の感染症と言えます。

差別や偏見をなくすために、まずは、正しい情報を広めること、差別や偏見に同調しないことが大切です。

そして、みなさんそれぞれの場所で感染拡大しないようにがんばっています。

- ・小さな子どものいる家庭
- ・高齢者
- ・治療を受けている人とその家族
- ・医療従事者

この事態に対応しているすべての方々にねざらい、敬意を払いましょう。

このウイルスとのたたかいは長期戦になるかもしれません。

それぞれの場所で出来ることを行い、みんなが一つになって負のスパイラルを断ち切りましょう！

参考：日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」



2020.6

～新型コロナ感染症に関連する人権への配慮をお願いします～

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、医療関係者などに対する不当な差別、いじめ、SNSによる誹謗中傷が発生しているとの報道があります。

わたしたちは、これまで経験したことのない感染症に不安やおそれを感じ、遠ざけたいという心理から、感染症にかかわる人を不必要に避けようとするなど、差別的な行動をとってしまうことがないでしょうか？

しかし、このような偏見や差別行為は絶対に許されるものではありません。

不確かな情報に惑わされ人権侵害につながることをないように、国や県、市からの正確な情報をもとに、冷静な判断と行動をお願いします。

市民の皆さんへ「3つの再確認」のお願い

- ① 誰もが感染者になりうる状況にあるということ
- ② うわさやデマに惑わされないようにすること
- ③ 偏見や差別的な言動に同調しないようにすること



～「ヘイトスピーチ解消法」を知っていますか？～

平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

近年、私たちの社会では、特定の民族や国籍の人々などを誹謗中傷し、社会から排除しようとするヘイトスピーチが問題となっています。

近頃、ネット上には、新型コロナウイルス感染症に関するヘイトスピーチを広めるような悪質なツイートが見受けられます。

ヘイトスピーチは、社会に差別を広げ、人の尊厳を破壊し、ときには心身を害するほどの言葉の暴力です。ヘイトスピーチを許さないという意識をしっかりと心にとどめ、誰もが暮らしやすい多文化共生の社会を築くことが大切です。そして、私たち自身がヘイトスピーチについての理解を深める必要があります。

お互いに相手の人権を尊重しつつ、みんなで住みよいまちづくりを進めていきましょう。

～東日本大震災と人権について～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故では、多くの人命が危険にさらされました。それから約10年が経過しようとしている今でも、平穏な暮らしを奪われ、理不尽な苦しみを強いられている人が数多くいます。

大震災以降、長期間の避難生活を送る被災者への差別や、放射能汚染等の風評に基づく差別的取扱いなどの人権問題が発生しています。

誰もが正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い、被災者や被災した地域への偏見と差別をなくすことが必要です。

また、現在発生している新型コロナウイルス感染症に関連して、中国から帰国された方々や、すでに日本に居住する外国人の方々等に対して誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

あなたの身の回りでも、根拠のないことに惑わされ、マイナスイメージを膨らませた結果、相手を排除しようとしたことはありませんか。

まずは、うわさ話に振り回されることなく、自分自身で正しい判断をすることが何より大切なのではないでしょうか。

お互いに相手の人権を尊重しつつ、みんなで住みよいまちづくりを進めていきましょう。